

最高裁秘書第3730号

令和7年11月26日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年11月18日に答申（令和7年度（最情）答申第48号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和7年度（最情）諮問第2号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和7年4月14日（令和7年度（最情）諮詢第2号）

答申日：令和7年11月18日（令和7年度（最情）答申第48号）

件名：特定日以降の司法研修所職員配置表の一部不開示の判断に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「令和6年4月1日以降の司法研修所職員配置表（職員それぞれの内線番号及び直通電話番号が記載されているもの）の最新版」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、司法研修所職員配置表（令和6年4月1日現在）（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、本件対象文書中の別紙1記載1（以下「本件是正部分1」という。）及び別紙1記載2（以下「本件是正部分2」という。）を不開示とした部分を除き妥当であるが、本件是正部分1及び2は開示すべきである。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和7年2月5日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書は令和6年4月26日付けで開示されたことがある文書であるから、少なくともそのときに開示された部分は不開示情報に当たらない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件対象文書には、司法研修所の職員の所属、職名及び氏名等が記載されており、これらの情報は、職員ごとに一体として個人識別情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号）に相当する。

このうち国立印刷局編「職員録」（以下「職員録」という。）に掲載されている情報については、法5条1号ただし書イに該当することから開示したが、その余の情報については、同号ただし書イからハまでに該当する事情が認められないことから不開示とした。

2 これに対し苦情申出人は、本件対象文書は令和6年4月26日付けで開示されたことがある文書であるから、少なくともそのときに開示された部分は不開示情報に当たらない旨主張する。

しかしながら、裁判所において職員の氏名等の情報に係る法5条1号ただし書イ該当性（公表慣行）の解釈を変更して上記1のとおり判断したものであり、かつて開示されていた情報がその後も当然に開示されるものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年4月14日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月24日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年11月7日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 苦情申出人は、本件対象文書は令和6年4月26日付けで開示されたことがある文書であるから、少なくともそのときに開示された部分は不開示情報に当たらない旨主張するところ、苦情申出書添付資料1及び2によれば、苦情申出人は、本件対象文書と同一の文書について、原判断において不開示とされている部分（以下「本件不開示部分」という。）のうち別紙2記載1及び2の部分を不開示としないものの開示を受けたことが認められるので、別紙2記載1及び2の部分について検討する。

本件対象文書を見分した結果によれば、別紙2記載1及び2の部分には、司法研修所に所属する職員の氏名、職名、所属する部署名等が記載されている。

これらの情報は、職員ごとに一体となる個人識別情報（法5条1号）であると認められる。そして、最高裁判所事務総長は、本件不開示部分について、職員録に掲載されている情報は同号ただし書イに該当し、その余の情報は同号ただし書イに該当しない旨説明する。

(1) そこで検討すると、職員録が一般に広く販売されている事実に照らせば、個人識別情報のうち、その氏名が職員録に掲載されている職員（以下「掲載職員」という。）の氏名部分は、同号ただし書イに相当するといえる。また、掲載職員の職名又は所属する部署名等（職名から認定可能な場合を含む。）も、職員録に掲載されている場合には、掲載されている限りで、同号ただし書イにより開示すべきである。一方で、掲載職員の個人識別情報のうち、職員録に掲載されていない情報については、基本的には同号ただし書イからハまでに相当する事情が認められず、同号により不開示とするのが相当である。

（令和7年度（情）答申第37号）

他方、職員ごとに一体となる個人識別情報のうち、その氏名が職員録に掲載されていない職員については、その他の方法で氏名が公表されている事実も認められない以上、同号ただし書イからハまでに相当する事情が認められず、氏名部分を不開示とするのが相当である。この場合、氏名以外の部分については、取扱要綱記第3の2に基づき、公にしても権利利益を侵害するおそれがないと認められる部分に限り開示するのが相当である。

(2) これを本件について見ると、本件是正部分1は職員録に掲載された職員の職名及び氏名であるから、公表慣行が認められる情報として開示するのが相当である。また、本件是正部分2は、当委員会庶務を通じて確認したところ、開示することに差支えのない情報であることが確認されたから、開示するのが相当である。

その余の別紙2記載の情報については、上記のとおり法5条1号の個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに相当する事情が認められない

ため、不開示とするのが相当である。

(3) 苦情申出人は、別件での開示文書の存在を指摘した上、別紙2記載の部分は、別件では開示されたから、不開示情報ではない旨主張するが、不開示情報に相当するか否かは、文書開示の申立てごとに判断すべきものである。本件不開示部分のうち法5条1号の個人識別情報に相当する部分について、別件で開示されたことがあるからといって、その後も反復継続的に開示されることが予定されているものであるとはいはず、直ちに慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとはいえない。

2 なお、本件不開示部分のうち、別紙2記載1及び2の部分を除いた部分については、本件対象文書を見分した結果によれば、電話番号、ファクシミリ番号及び内線番号が記載されている。これらの電話番号、ファクシミリ番号及び内線番号はいずれも外部に公表されていないものと認められ、これらの情報が公になると、職務に關係のない問合せやファクシミリ送信によって職務に必要な連絡に支障が生じるなど、裁判所職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。よって、本件不開示部分のうち、別紙2記載1及び2の部分を除いた部分については、いずれも法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分のうち、本件是正部分1及び本件是正部分2を除いたものは法5条1号又は6号に規定する不開示情報に相当すると認められるので妥当であるが、本件是正部分1及び本件是正部分2は開示すべきであると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸雅子

委員川神裕

別紙 1

本件対象文書のうち左上に「(事務局)」と記載されたページの以下の各部分に記載されたもの

- 1 「総務課(本館)」欄の「係長・係員」欄のうち、上から2番目の「長」と3番目の「長」の間に記載されており、職員録に記載されているが不開示とされている者1名の職名及び氏名
- 2 「企画第一課(別館)」欄の「D I」欄のうち、上から1番目の枠内に記載されたもの

別紙2

1 本件対象文書のうち左上に「司法研修所職員配置表」と記載されたページ

- (1) 左端の「所長」と記載された枠の下の二つの枠内に記載されたもの
- (2) 上から二段目かつ左から7番目の枠内の下部「FAX」の左側に記載されたもの
- (3) 上から三段目かつ左から2番目、3番目、4番目、5番目及び6番目の各枠内の最上部に記載されたもの

2 本件対象文書のうち左上に「(事務局)」と記載されたページ

- (1) 「総務課(本館)」欄
 - ア 「係」欄に記載されたもの
 - イ 「係長・係員」欄のうち、「長」と記載されたもの以外に記載されたもの
- (2) 「経理課(本館)」欄
 - ア 「係」欄に記載されたもの
 - イ 「係長・係員」欄のうち、「長」と記載されたもの以外に記載されたもの
- (3) 「企画第一課(別館)」欄
 - ア 「係」欄に記載されたもの
 - イ 「係長・係員」欄のうち、「長」又は「専」と記載されたもの以外に記載されたもの
 - ウ 「D I」欄のうち、上から1番目の枠内に記載されたもの
- (4) 「企画第二課(本館)」欄
 - ア 「係」欄に記載されたもの
 - イ 「係長・係員」欄のうち、「長」又は「専」と記載されたもの以外に記載されたもの